

指定管理業務点検・評価シート（平成26年度業務）

平成27年8月7日

| | | | |
|-----|---------|-----|-------------|
| 施設名 | 鳥取県立童謡館 | 所在地 | 鳥取市西町三丁目202 |
|-----|---------|-----|-------------|

| | | | |
|--------|-------|-----|--------------|
| 施設所管課名 | 文化政策課 | 連絡先 | 0857-26-7839 |
|--------|-------|-----|--------------|

| | | | |
|--------|----------------|------|----------------------|
| 指定管理者名 | （公財）鳥取童謡・おもちゃ館 | 指定期間 | 平成26年4月1日～平成31年3月31日 |
|--------|----------------|------|----------------------|

1 施設の概要

| | |
|-------|---|
| 設置目的 | 童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資すること。 |
| 設置年月日 | 平成7年7月7日 |
| 施設内容 | ○敷地面積：3,412.55㎡ ○建物面積：2,961.70㎡ ○施設内容：童謡展示室（茅葺き民家、木造教室、鳥取の音楽家たち、大正の部屋、新しい子どものうた等）、いべんとほーる ほか |
| 利用料金 | ○入館料（童謡館に係る部分のみ）： 個人（学生又は一般人に限る）－1人1回につき250円 外国人（大人。高校生以下無料。）－1人1回につき125円 団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）－1人1回につき200円 ○多目的ホール利用料： 午前－1回につき1,880円、午後－1回につき3,760円、夜間－1回につき4,710円、 午前・午後－1回につき5,650円、午後・夜間－1回につき8,480円、 全日－1回につき9,430円 |
| 開館時間 | 午前9時～午後5時（多目的ホールの利用にあつては、午後9時まで） |
| 休館日 | ・毎月の第3水曜日（その日が休日に当たるときには、その直後の休日でない日） ・1月1日及び12月29日から同月31日までの日 |

2 指定管理者が行う業務

| | |
|---------|---|
| 委託業務の内容 | ①施設設備の保守管理及び修繕 ②施設の保安警備、清掃等 ③童謡館の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務 ④その他施設の管理に必要な業務 ⑤文化事業の実施に関する業務 |
|---------|---|

3 施設の管理体制

| | |
|------|--|
| | 正職員（常勤職員）： 14人、非常勤職員： 6人〔計 20人〕 |
| 管理体制 | 【体制図等】 館長（正職員1） 次長兼総務係長（正職員1） ———— 総務係・受付（正職員 4人、非常勤職員 5人） 事業推進室（正職員 8人、非常勤職員 1人） |

4 施設の利用状況

| 利用者数（人） | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---------|------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| | 26年度 | | 6,734 | 9,527 | 8,345 | 9,646 | 19,593 | 9,033 | 11,395 | 10,627 | 6,225 | 7,989 | 11,035 | 8,866 |
| 25年度 | | 9,480 | 10,023 | 7,886 | 9,503 | 18,146 | 8,962 | 9,169 | 10,156 | 7,022 | 8,528 | 10,407 | 10,183 | 119,465 |
| 増減 | | -2,746 | -496 | 459 | 143 | 1,447 | 71 | 2,226 | 471 | -797 | -539 | 628 | -1,317 | -450 |

| 利用料金収入（千円） | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 26年度 | | 879 | 1,543 | 882 | 1,243 | 3,157 | 1,456 | 883 | 1,382 | 768 | 1,154 | 1,379 | 1,296 |
| 25年度 | | 1,300 | 1,314 | 973 | 1,132 | 2,354 | 1,295 | 988 | 1,130 | 830 | 1,160 | 1,477 | 1,371 | 15,324 |
| 増減 | | -421 | 229 | -91 | 111 | 803 | 161 | -105 | 252 | -62 | -6 | -98 | -75 | 698 |

5 収支の状況

| 区 分 | | 26年度 | | 25年度 | | 増 減 | |
|---------|-------|------------|---------|----------|---------|----------|-------|
| 収入 | 事業収入 | 入館料収入 | 16,022 | | 15,324 | | 698 |
| | | ホール利用収入 | 1,639 | | 1,475 | | 164 |
| | | 友の会会費収入 | 1,850 | | 2,050 | | △ 200 |
| | | その他事業収入 | 577 | | 795 | | △ 218 |
| | | 小 計 | 20,088 | | 19,644 | | 444 |
| | 事業外収入 | 県指定管理委託料 | 74,690 | (69,868) | 72,676 | (68,178) | 1,690 |
| | | 鳥取市指定管理委託料 | 73,723 | (70,310) | 71,247 | (68,767) | 1,543 |
| | | その他委託料収入 | 1,075 | | 0 | | 1,075 |
| | | 基本財産運用収入 | 144 | | 12 | | 132 |
| | | 雑収入 | 769 | | 1,201 | | △ 432 |
| | | 基金取り崩し収入 | 743 | | 290 | | 453 |
| | | 小 計 | 142,909 | | 138,448 | | 4,461 |
| | 計 | 162,997 | | 158,092 | | 4,905 | |
| | 支出 | 人 件 費 | 72,655 | | 70,594 | | 2,061 |
| 管理運営費 | | 1,579 | | 1,177 | | 402 | |
| 事 業 費 | | 88,595 | | 86,321 | | 2,274 | |
| 計 | | 162,829 | | 158,092 | | 4,737 | |
| 収 支 差 額 | | 8,403 | | 6,978 | | | |

6 労働条件等

| 確認項目 | | 状 況 | | | 備 考 |
|-----------|-------------------|--|---|------|----------------------------------|
| | | 正職員 | 非常勤職員 | 臨時職員 | |
| 雇用契約・労使協定 | 労働条件の書面による提示 | 就業規則、給与規程、労働条件通知書 | 就業規則、給与規程、労働条件通知書 | | ※書面の名称を記入 |
| | 就業規則の作成状況 | 有 | 有 | | ※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要 |
| | 労使協定の締結状況 | 時間外労働、休日労働に関する協定 | 時間外労働、休日労働に関する協定 | | ※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無 |
| 労働時間 | 所定労働時間 | 毎月1日を起算日として、1ヶ月を超えない期間につき平均して、1週間あたり40時間 | 1ヶ月20日または毎月1日を起算日として、1ヶ月を超えない期間につき平均して、1週間あたり40時間を超えない範囲内で理事長が定める時間 | | ※幅がある場合は上限、下限を記入 |
| | 時間管理の手法 | タイムカード | タイムカード | | ※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入 |
| | 休暇、休日の状況 | 1週に2回または4週に8回の割合で、理事長があらかじめ指定する日、国民の祝日、12月29日～1月3日、年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇、無給休暇 | 1ヶ月の勤務日数が20日を超えない範囲内で、理事長があらかじめ指定する日、年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇 | | ※幅がある場合は上限、下限を記入 |
| 給与 | 給与金額 | 226千円/月 | 158千円/月 | | ※平均月額を記入 |
| | 最低賃金との比較 | 適 | 適 | | ※適否を記入 |
| | 支払い遅延等の有無 | 無 | 無 | | ※有無を記入 |
| 安全衛生 | 一般健康診断の実施 | 有 | | | |
| | 産業医の選任 | 選任の要否： 否 | 選任状況： 否 | | ※規模の要件あり |
| | 安全管理者の選任 | 選任の要否： 否 | 選任状況： 否 | | ※業種・規模の要件あり |
| | 衛生管理者の選任 | 選任の要否： 否 | 選任状況： 否 | | ※規模の要件あり |
| | 安全衛生推進者（衛生推進者）の選任 | 選任の要否： 否 | 選任状況： 事務局長の職にある者を選任 | | ※業種・規模の要件あり |

7 サービスの向上に向けた取組み

| 区 分 | 取 組 み 内 容 |
|------|--|
| 開館時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールデンウィーク5月3日(土)～5月6日(火)の期間中、開館時間を1時間延長した。(結果、16:30以降の入館者は9人あった。) ・夏期8月13日(水)～8月17日(日)の期間中、午前8時から1時間早く開館した。(結果、9時までの入館者は55人あった。) ・2月20日(金)鳥取大学・わらべ館連携事業として、こどもミュージカル「ピーターパン」の開催を、学生・社会人が観覧出来るよう夜間公演の希望が多かった為、開館時間を17:00～19:30に時間延長した結果、昼公演と合わせて264人の入館者があり、好評だった。 |
| 休館日 | <ul style="list-style-type: none"> ・本来の休館日である6月18日(水)を開館し、唱歌「ふるさと」誕生100年記念コンサートの実施と童謡・唱歌企画展 唱歌「ふるさと」100年の歩み(～10/14)を開催した。当日は、304人の入館者があり、好評だった。 ・11月19日(水)正午から14:30まで2時間半開館し、栃木県と兵庫県の2旅行社の団体客、合計96名の入館者があり、好評だった。 |
| 利用料金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ループ麒麟獅子バス、近隣のホテル・旅館等の宿泊施設、JAF、観光施設(鳥取砂丘砂の美術館、鳥取砂丘こどもの国、とっとり花回廊等)や、(公財)鳥取県国際交流財団や鳥取県ミュージアム・ネットワークとの連携で会員特典割引を実施し、喜ばれている。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 【職員研修】 ・消防訓練、エレベーター閉じ込め救出訓練、防犯訓練、救急救命訓練[AED]、西町町内会と合同での防災訓練、車椅子の避難訓練、館内案内研修、屋外駐車場研修等を実施し、常時利用者の安全確保に重点を置く体制を整えている。 ・受付職員は、鳥取市国際観光客サポートセンター主催の外国人おもてなし講座(英語・中国語・韓国語)を受講し、海外からの来館者への実践的なおもてなしについて勉強した。全職員が情報を共有した。 ・鳥取県、鳥取市等が主催する人権研修等に参加し、職員は情報を共有して業務に役立つようにした。 【広報活動及び入館促進等】 ・県内外(近隣県・東京等)への職員による営業活動に加えて、京阪神や九州等のマスコミ、出版社関係、文化観光関係団体、業者等に有料・無料広告を出して情報発信に努めた。 【その他】 ・鳥取県より依頼のあった「中国横断EVエコドライブ・グランプリ」のチェックポイント箇所として、鳥取・岡山両県合同のイベントに協力した。 |

8 利用者意見への対応

| | |
|------------|--|
| 利用者意見の把握方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・館内に「わらべ館アンケート」と「わらべ館へのご意見・ご提案」用紙の設置、各イベントごとのアンケート実施、HPのお問い合わせ欄にある「ご意見・ご要望・ご感想」、直接職員に話される場合等があり、それぞれ検証している。休憩コーナーにアンケート結果等の情報ファイルを設置して多くの利用者が閲覧できるようにしている。HPでも「ご意見・ご提案」を公開している。 ・外部評価委員からの意見聴取。 ・県への「県民の声」による意見受付。 |
|------------|--|

| 利用者からの苦情・要望 | 対 応 状 況 |
|--|---|
| ・こどもが走り回って遊べるようなスペースを作ってほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご来館ありがとうございます。わらべ館では、隣接している“わらべ夢ひろば”で思いっきり遊んでいただけるように、なわとび、ボール、そり、フリスビー等の遊び道具の貸出(無料)を行っています。わらべ館1階受付で、「わらべ夢ひろば遊び道具使用申込書」に必要事項をご記入いただき、最長2時間までご利用可能です。貸出は小学1年生以上が対象です。詳しくは、わらべ館受付にお尋ねください。 |
| ・毎年孫(小5)が来て相手をさせられ、それなりにうれしいのですが、一つ私の希望を述べさせて頂きます。食事のことですが、時間は都合で11:00ごろになり、昼食はスーパーのペントーか隣のピッコロを利用していますが、種類も少なくあきるので、是非レストランを併設(別経営でも可)してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見ありがとうございます。採算面やスペースが無い事から、現状ではレストランの併設は困難と考えております。なお、わらべ館周辺の飲食店をご案内するマップ付きチラシを受付に準備しておりますので、ご利用下さい。またのお越しをお待ちしております。 |
| ・教室に黒板とチョークとオルガンがあるのに使えないというのはもの足りなさ、ただのお飾りでしかないと思います。自由に使える様にすればいかがでしょうか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見・ご提案ありがとうございます。木造教室にある黒板は、黒板にみため展示物のため、文字を書くことができません。また、15分おきに黒板に唱歌の歌詞を投影しており、今後も書けるようにすることはできない状況です。昔の教室の雰囲気を目で見えて楽しんでいただければと思います。足踏みオルガンは、貴重なもののため自由に弾くことはできないようにしております。わらべ館の職員に声をかけていただければ、職員のもとで演奏体験をすることができますので、お声かけください。またのご来館を職員一同お待ちしております。 |
| ・カラオケ(ドレミランド)の曲について、アニメ映画は無くてもいいので、ポケモンのTV主題歌(できれば最近のもの)を入れてほしいのと(できればいいです)、ガンダムの主題歌をもう1曲か2曲は、できれば入れて頂ければ幸いです。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見、ありがとうございます。現在、カラオケのアニメソングについてはアニメ映像があるものを中心にしていますが、いただいたご意見を参考にしながら新年度に向けて新たな追加曲を考えていきたいと思っております。またのお越しをお待ちしております。 |

| |
|--|
| <p>利用者からの積極的な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作詞から作曲etcをその出来ばえを、あらためて、その内容が想い出されました。わらべ館の存在が全国に広がることを望みます。 ・小学校へタイムスリップしました。なつかしい歌声に涙しそうになりました。 ・とてもきれいで新しく感じた。 ・とにかく楽しいです。(同意見多数) ・昔をなつかしむだけでなく、心が満たされる感じでした。(同意見多数) ・鳥取県出身なのですが、京都に住んでいます。初めてわらべ館に入り、こんなに童謡が鳥取に根づいていたのをほこりに思いました。合唱の仲間と来ましたが、ずっと暖かい気持ちでいました。ありがとうございました。 ・楽しく過ごしました。童謡・唱歌が鳥取で発祥したものとわかりました。思いながら、うたいたいです。 ・なつかしい気持ちになりました。 ・すばらしい企画です。年寄の私には懐しく新鮮でした。若さを少し取り戻しました。 ・盛り沢山で、びっくりしました。童心にかえて楽しませていただきました。(関東にはこんなすばらしい所はないです) ・大変良かったです。(時間がたいませんでした。) ・又、お友達をさそって来たい所になりました！わらべ館って、あまり期待はしてなかったですが、大変楽しませていただきました！ありがとうございました！ ・音楽室のカラオケで歌を歌った事が、とても楽しかったです。 ・楽しく見せていただきました。今度は孫と来たいと思います。 |
|--|

9 指定管理者による自己点検

| |
|---|
| <p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <p>①基本に基づき、県民のためのミュージアムとして、子育て支援施設や社会教育施設（生涯学習施設）、観光施設としての役割を重要方針として利用の促進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に委員会やミーティングを開催し、積極的な意見交換の場を設けて維持向上に努めた。 ・施設内外の定期巡回の回数を増やし、不審者・不審物のチェック、施錠、消灯、異常の有無の確認を厳重に行い、巡回記録を取って、事故の未然防止に取り組んだ。 ・利用者への安全確保、不審者対応、警察等への通報体制等のマニュアルを作成し、犯罪防止策を適切に行っている。 <p>②【入館者関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館者数は前年と比較すると450人減の119,015人だったが、入館料は約70万円の増だった。経費削減を意識した運営で、県・市への返納額は、8,235,455円であった。 ・滋賀県の旅行社1社が約3ヵ月間連続でツアーを実施し、合計22回で2,184人の来館者があった。入館促進と接遇研修等が功を奏した結果となり、今後も来館者を大切におもてなしすると共に、旅行会社や観光施設と連携を密にして誘客に努めたい。 ・障がい者、子ども、高齢者等、利用者の立場に立った施設運営を心掛けた。 ・多数のイベントについて、常にアンケート結果や利用者の声を念頭に置いて、企画・立案の段階から顧客満足、担当職員の上向き等を意識して取り組んだ。 <p>③【県の施策への協力：障がい者就労施設への発注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わらべ夢ひろばでのイベントの際、パン販売を依頼したところ好評の内に完売だった。 <p>④【実施事業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わらべ館ファミリーコンサート、唱歌教室等の童謡・唱歌をテーマとした12の文化事業を実施し、愛好者人口の拡大と普及に努めた。 ・「故郷100年記念事業」としてコンサートを4回、「永井幸次140年」を記念して特別展示とファミリーコンサート、音楽朗読劇とミニコンサート、永井幸次の出身校から依頼を受けて小学6年生向けの授業の開催、「高野辰之記念館交流事業」として長野県中野市で開催されたアンサンブルフェスに参加したりミニコンサートを開催し多くの方々に鳥取ゆかりの音楽家について知っていただくことが出来た。 ・HPやガイドブック、マスコミ等へ発信した情報を見て博物館実習やインターンシップの希望者があり、受け入れたところ好評だった。 ・童謡・唱歌とおもちゃの施設として根幹部分でもある専門員が展示や本業の企画実施、情報誌の編集・発行・講演の講師などで活躍した。 ・専門員以外の職員も経験を積み重ねて、自己啓発、切磋琢磨しており、事業内容の充実や来館者の満足に繋がっている。 <p>⑤【連携事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学との連携で、「こどもミュージカル ピーターパン」を開催した。 ・島根大学の協力で夏休み自由研究講座を開き、童謡・唱歌をテーマにした作品展示と発表会を実施し、普及啓発に役立った。 |
|---|

| |
|---|
| <p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の重要な文化・観光施設、生涯学習施設として、積極的な情報発信や営業活動に取り組んでいるものの入館者数の目標12万人にもう一步足りなかつたので、引き続き原因を分析して次年度には目標数の12万人を達成したい。 ・新設されて20年が経過し、施設設備共に老朽化が進んできている。施設の修繕や設備の急な故障による休館を余儀なくされることを防ぐ為、施設・設備の保守点検や適切な維持管理に努め、今後一層、鳥取県・鳥取市と連携して施設の現状把握を十分行った上で、計画的な改修を実施していただく。 ・現行指定管理者制度が有限（5年）であり、任期付、非常勤の職員数が多く、人材育成に課題がある。 |
|---|

10 施設所管課による業務点検

| 項 目 | 評 価 | 点 検 結 果 |
|---|-----|--|
| [施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 | 3 | ○予防保全の観点から、適切な管理を行っている。 ○保守管理、点検等定期的に実施されているが、設立から20年が経過し、今後修繕が必要となるものが増えることが予想されるので、注意が必要。 ○研修・訓練の実施により、緊急時に適切に対応出来るよう備えている。 |
| [施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施 | 3 | ○協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ○利用許可、利用者への措置命令等適切に行われている。 ○利用料金の徴収、減免は利用規則に基づき適切に行われている。 |
| [その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作 | 3 | ○協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 |
| [利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応 | 4 | ○開館時間や休館日を利用者の来館見込みに併せて、柔軟に対応し、施設の利用促進に努めた。 ○他の観光施設、宿泊施設と連携した特典割引を実施し、利用者の満足度を高めている。 ○定期的な委員会やミーティング、意見交換の実施により、職員間の連携を図り、利用者へのサービスが向上している。 |
| [文化事業等の実施] ○資料の収集、保管、公開及び利用 ○調査研究 ○童謡・唱歌をテーマとした事業実施 | 4 | ○童謡・唱歌資料収集委員会で定められた資料収集方針に基づき、童謡・唱歌に関する資料収集を行うとともに、収集した資料を活用し特色ある事業を実施した。 ○ファミリーコンサート、唱歌教室、童謡・唱歌企画展、童謡コンサートなど、幅広い世代が楽しめる文化事業を積極的に実施した。 ○「故郷100周年」、「永井幸次生誕140周年」等で特別展示、コンサート等の記念事業を行い、鳥取ゆかりの音楽家の周知に努めた。 |
| [収入支出の状況] | 4 | ○協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 |
| [職員の配置] | 4 | ○協定の内容どおり適切に配置されている。 ○限られた人員でより良い企画・展示等のサービスが提供できるよう努力している。 |
| [会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など) | 3 | ○協定の内容どおり、適切に行われている。 |
| [関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例) | 3 | ○概ね遵守されている。 |
| [県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注 | 3 | ○イベント時に障害者施設の物販を実施し、好評を得ていることから、今後は実施回数、店舗の増加に努めてもらいたい。 |
| 総 括 | 3.4 | おおむね優れた管理運営がなされている。特に、利用者の立場に立った運営による有料入場者数の上昇や利用料収入の増が評価できる。 |

《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。